

① 施策の目的

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

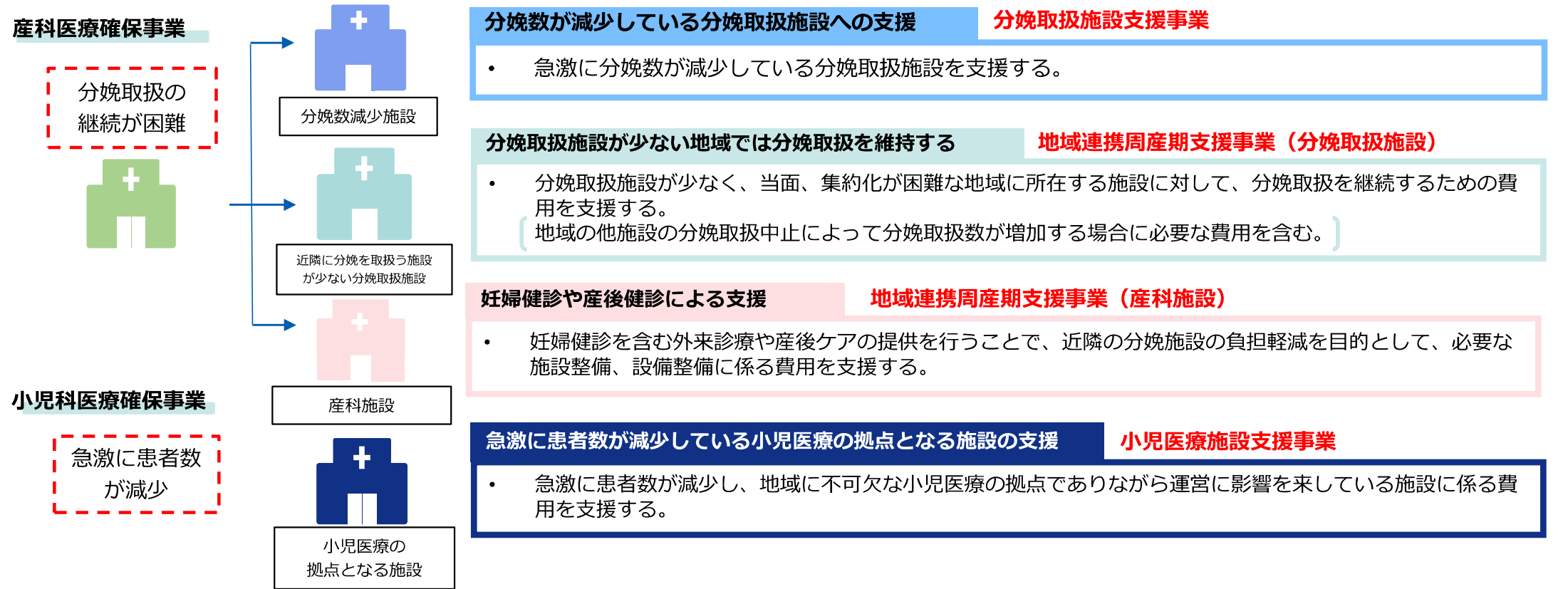
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

事業目的

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

事業概要

分娩取扱数が減少している分娩取扱施設や、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる施設について、経費相当分の給付金を支給する。

(支給額) 分娩取扱施設 病院・診療所 1施設あたり 2,500千円

助産所 1施設あたり 1,000千円

小児医療施設 小児科部門の病床1床あたり 25万円

(注) 交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

(支給対象) 分娩取扱施設

- 令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている分娩取扱施設(※1)
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、地域連携周産期支援事業の交付を受ける施設は対象外

(支給対象) 小児医療施設

- 令和5年度における15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている施設
- 下記のいずれか
 - 小児中核病院(「小児医療の体制構築に係る指針」で規定)
 - 小児救命救急センター(「救急医療対策事業実施要綱」で規定)
 - 小児救急医療拠点病院(「救急医療対策事業実施要綱」で規定)
 - 小児科を専門とする病院のうち、入院を要する二次救急医療機関としての機能・病床、夜間休日の診療体制を備え、他施設からの小児救急患者を受け入れている施設
- 収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は対象外

※1 令和6年度または令和7年度内(予定含む)に分娩取扱があった施設を対象とする予定。
分娩取扱の開始が平成29年度以降の場合には、開始時期に応じて比較する期間について別途対応。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う



地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

事業目的

特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

事業概要

分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設（病院・診療所）に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

（支給額）運営費（※1）

基準額と、対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（国1/2、都道府県1/2）

基準額	対象経費
1 か所当たり ①分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円 ②分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600千円 ③分娩取扱期間 年間6月未満 3,800千円 （注）交付額は調整の上決定することもあり得る	必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料

支給対象

（支給対象）

- 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること（※2）
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）の交付をうける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※2 今後の分娩取扱の予定、他施設との連携の有無、都道府県との連携の有無について記載いただくもの。（別途様式あり）
分娩取扱を継続予定の施設が支給対象となる。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う



地域連携周産期支援事業（産科施設）

事業目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

事業概要

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（※1）

施設整備費

基準額	対象経費
1 施設当たり 16,800千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）

設備整備費

基準額	対象経費
1 施設当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）

- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付を受ける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う

